

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：男性職員の育児休業等及び育児目的休暇の取得推進

＜数値目標＞

- ・計画期間中の男性職員の育児休業等及び育児目的休暇取得率の目標数値を100%とする。

＜取組の実施時期＞

- ・令和7年4月～令和12年3月

＜具体的な取組＞

- ・育児休業等の制度を利用している職員が、安心して制度を利用し、円滑に復職できるよう、社内の情報や各種事務手続きについて継続的に情報提供を行う

目標2：所定外時間労働の削減

＜数値目標＞

- ・計画期間中の平均所定外時間労働の目標数値を令和6年度比1.0%削減とする

＜取組の実施時期＞

- ・令和7年4月～令和12年3月

＜具体的な取組＞

- ・各所属の所定外時間労働を各所属長の出席する定例会議等で報告し、それぞれの取組事例等を共有する。報告を受け、各所属長が職場ごとにさらなる所定外時間労働の削減等の取組を検討・実施する
- ・特に所定外時間労働の多い職員がいる場合、所属長は、該当職員及び所属全体の業務を調整するなどの手段を講ずる

目標3：管理職における女性労働者の割合の維持

＜数値目標＞

- ・計画期間中の管理職に占める女性労働者の割合の目標数値を10%以上とする。

＜取組の実施時期＞

- ・令和7年4月～令和12年3月

＜具体的な取組＞

- ・職員等に対し、引き続き出産・子育て支援に関する制度について周知することで、対象となる職員が制度を活用しながら活躍できる社内風土を醸成し、女性労働者の昇任意欲を促進する。